

2021年5月25日

## 新型コロナウイルス感染防止に向けたクラボウグループの対応に関するお知らせ

クラボウグループは、2020年2月に新型コロナウイルスに関する対策指針を定め、当社グループの従業員やステークホルダーの皆様の安全・健康を最優先として、グループをあげて感染拡大の防止に取り組んでおります。

引き続き、政府および地方自治体の策定する措置等に基づき、在宅勤務率の向上や必要な対応に努めてまいります。

なお、現在実施中の主な対応内容は次のとおりです。

### [現在実施中の主な対策の概要]

項目	内容
(1) 出勤	通勤時の感染リスクを避けるため、時差出勤やフレックスタイム制度を活用した出退勤の実施を奨励
(2) 在宅勤務	在宅勤務が可能な事務所等の在勤者数の減少のため、以下の措置を行う ① 緊急事態宣言の対象区域およびその周辺の市等に所在の事業所等 テレワーク制度等の利用による1日単位の在宅勤務を、 「最低2日/週（上限4日/週）」 ② 上記①以外の事業所等（まん延防止等重点措置の対象区域およびその 周辺の市等に所在の事業所等を含む。） テレワーク制度等の利用による1日単位の在宅勤務を、 「原則2日/週（上限3日/週）」
(3) 国内出張、顧客訪問・ 来社	不要不急の出張、お客様への訪問等は自粛 来客に対する感染防止対策のお願いの徹底
(4) 海外へのお出張等	出張は原則禁止
(5) 会議・研修	不要不急の会議・研修は原則禁止 開催する場合は3密を避け、感染防止対策を徹底
(6) 会食等	① 緊急事態宣言の対象区域、まん延防止等重点措置の対象区域および それらの周辺の市等に所在の事業所等 お客様等との会食等、社員同士の会食等はいずれも禁止 ② 上記①以外の地域に所在の事業所等 お客様その他取引先等との会食等の自粛
(7) その他	有給休暇の取得推奨

以上